また、精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者支援センター、大学等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。さらに、難病患者については、難病患者就職サポーターによる難病相談・支援センターへの出張相談等、都道府県との連携を図り、就労支援を推進する。

(四) がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援の強化

都道府県労働局及び公共職業安定所は、地方公共団体やがん診療連携拠点病院等関係機関と連携し、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進するための取組を実施する。

(五) 障害者の職業能力開発支援の充実

更なる障害者の就職促進に向け、企業等を委託先とし、事業所の現場を活用して実施する委託訓練の規模の拡大や就職支援の充実等、障害者の職業能力開発支援を充実させていく必要がある。このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県との連携を一層強化し、効果的な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努めるとともに、法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し、都道府県への情報提供を行う等、適切な訓練コースの設定に向けた支援を実施する。

七　外国人材の活用・国際協力

外国人留学生の国内企業への就職拡大に当たっては、「日本再興戦略」改訂二〇一五（平成二十七年六月三十日閣議決定）を踏まえ、関係機関・関係省庁が連携し、国内企業への就職を希望する外国人留学生と採用に関心のある国内企業の更なるマッチングの強化を図る。

また、日系人等の外国人集住地域の公共職業安定所を中心に、通訳及び外国人専門相談員を配置するとともに、地方公共団体等関係機関と連携し、外国人就労・定着支援研修や公共職業訓練等の就労支援を効果的に推進する。

八　重層的なセーフティネットの構築

(一) 求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保

求職者支援制度が雇用保険を受給できない者のセーフティネットとして機能するよう、都道府県労働局及び公共職業安定所は、地方公共団体等関係機関と更なる連携を図り、公共職業安定所を利用していない潜在的な対象者に積極的に働きかける等、引き続き効果的な周知に取り組むとともに、地域ごとの人材ニーズや対象者の特性に応じた訓練コースの設定に努める。

(二) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等

生活保護受給者数が高止まりの状況にあること等から、これらの者に対し、これまで一定の成果が上がっている公共職業安定所と地方公共団体が一体となった就労支援の充実を図る必要がある。

このため、福祉事務所に設置する公共職業安定所の常設窓口を増設するとともに、平成二十七年四月に施行された生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に基づき生活困窮者に対する相談支援を実施している関係機関との連携を図りながら、公共職業安定所と地方公共団体が一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進する。

九　人材力強化・人材確保対策の推進

(一) ジョブ・カードの普及促進

平成二十七年十月から「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直されたジョブ・カードについて、都道府県労働局は、求職者、学生、企業、業界団体、教育訓練機関等の関係者に対して、関係機関と連携し、ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し理解を求めるとともに、活用・普及に向けた取組を推進する。

(二) 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等

労働者が自らの価値を最大限引き出せる職場を選び、能力を発揮していく機会を確保し、その能力を効率的に高めていくためには、労働市場において、労働者の職業能力が適切に評価できる仕組みの整備及びその活用促進が重要である。このため、都道府県労働局は、都道府県職業能力開発協会と連携し、技能検定等の周知・広報に取り組む。

(三) 公共職業安定所等におけるマッチング機能の強化

外部労働市場全体としてのマッチング機能の最大化に向けて、公共職業安定所、地方公共団体等様々なマッチング機関が密接に連携し、それぞれの得意分野・手法によりその役割を果たすことが必要である。

このため、公共職業安定所が保有する求人情報、求職情報を地方公共団体等にオンラインで提供する取組を実施する。

また、都道府県労働局長と地方公共団体の長による雇用対策協定の締結を推進するとともに、希望する地方公共団体において、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う業務をワンストップで一体的に実施する。

(四) 人材不足分野等における人材確保対策等の総合的な推進

ア　雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進

雇用管理制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主等を支援する職場定着支援助成金の支給対象分野の拡大、介護事業主が新たに賃金制度の整備（賃金表の設定等）をした場合の助成の新設及び建設労働者確保育成助成金の助成メニューの拡充について、地方公共団体と連携してその周知を行い、更なる利用の促進を図る。

また、介護・建設・運輸等の人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業を実施するとともに、企業の生産性の向上と雇用管理改善の両立を促進するために「生産性向上と雇用管理改善の両立企業表彰（仮称）」を創設し、これらの成果について、地方公共団体と連携してその周知・啓発を行う等、あらゆる機会を活用して「魅力ある職場づくり」を推進する。

イ　潜在有資格者等の掘り起こし・マッチング対策の強化

人材不足分野である福祉分野（介護、看護、保育職種）における人材確保に向けて、福祉人材センター、ナースセンター、保育士・保育所支援センター等の関係機関や地方公共団体と雇用情勢等の情報共有を行うための協議会を開催し、潜在有資格者等の掘り起こしや就職支援等を連携しながら実施する。

また、建設分野における人材確保に向けて、建設業団体や地方公共団体と雇用情勢等の情報共有を行うとともに、就職面接会等を連携して開催する等、求人充足支援を実施する。

ウ　介護分野における介護労働懇談会の活用

公益財団法人介護労働安定センターが設置する「介護労働懇談会」を通じて、都道府県、介護関係団体等と介護事業所の人材確保、雇用管理改善、能力開発等に係る情報交換を行うとともに、関係機関と連携して、情報発信や合同面接会、「介護の日」等の取組を実施する。

エ　人材不足分野における公共職業訓練の実施

介護、保育、建設等の人材不足分野における再就職支援を強化するため、離職者を対象とした公共職業訓練を引き続き実施する。

このため、都道府県労働局は、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携し、地域の訓練ニーズの把握・共有、適切な受講あっせん、訓練終了前からの体系的な就職支援に取り組む。

十　働き方改革の実現

(一) 過労死等防止対策の推進等

過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成二十七年七月二十四日閣議決定）に基づく対策を着実に推進するため、都道府県をはじめ地方公共団体の労働主管部局との積極的な連携・協力を図りながら、啓発等を実施する。